



平成 26 年 2 月 12 日

各 位

会 社 名 日本風力開発株式会社  
代 表 社 名 代表取締役社長 塚脇 正幸  
(コード番号：2766 東証マザーズ)  
問 い 合 せ 先 代表取締役専務 小田 耕太郎  
(TEL. 03-3519-7250)

第三者割当による第 7 回及び第 8 回新株予約権（行使価額修正選択権付）の発行  
及び新株予約権買取契約締結に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 2 月 12 日開催の取締役会において、マッコーリー・バンク・リミテッドを割当先とする第三者割当による第 7 回及び第 8 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行及び金融商品取引法による届出の効力発生後にマッコーリー・バンク・リミテッドとの間で、新株予約権買取契約を締結することを決議しましたので、その概要につき以下のとおりお知らせいたします。

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	平成 26 年 2 月 28 日
(2) 発 行 新 株 予 約 権 数	35,000 個（第 7 回及び第 8 回新株予約権の合計。1 回号当たりの個数は 17,500 個）
(3) 発 行 価 額	総額 24,430,000 円 第 7 回新株予約権 1 個あたり 1,395 円 第 8 回新株予約権 1 個あたり 1 円
(4) 当該発行による 潜在株式数	3,500,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株） （行使価額が修正された場合も潜在株式数は変わりません。）
(5) 資 金 調 達 の 額	2,602,558,000 円（注）

<p>(6) 行使価額及び行使価額の修正条件</p>	<p>当初行使価額  第7回新株予約権 1株当たり 740円  第8回新株予約権 1株当たり 814円</p> <p>当社は、平成26年2月28日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により、各回号の新株予約権ごとに行使価額の修正を行うことができます。当該決議をした場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権を有する者（以下「本新株予約権者」といいます。）に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降、本新株予約権の発行要項（以下「本発行要項」といいます。）第12項に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた額に修正されます。但し、上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額（当初、第7回新株予約権、第8回新株予約権については407円とし、本発行要項第11項の規定を準用して調整されます。以下同様とします。）を下回るることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とします。「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとし、以下同様とします。「修正日」とは、各行使価額の修正につき、本発行要項第16項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日（但し、当該通知を当社が受領した時点において、東京証券取引所におけるその日の売買立会が終了している場合は、その翌取引日）をいいます。以下同様とします。</p> <p>上限及び下限行使価額  第7回新株予約権：  上限行使価額はありません。  下限行使価額 407円  第8回新株予約権：  上限行使価額はありません。</p>
----------------------------	--

	下限行使価額 407 円
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法によります
(8) 割当予定先	マッコーリー・バンク・リミテッド
(9) その他	本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」といいます。）は、平成 26 年 3 月 3 日から平成 28 年 3 月 2 日までの 2 年間です。当社は、マッコーリー・バンク・リミテッドとの間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、新株予約権買取契約（以下「本買取契約」といいます。）を締結する予定です。本買取契約においては、割当予定先が当社取締役会の事前の承認を得て本新株予約権を譲渡する場合、割当予定先からの譲受人が本買取契約の割当予定先としての権利義務の一切を承継する旨が規定される予定です。

（注）資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達額は減少します。なお、当社は本新株予約権の発行に先立ちマッコーリー・バンク・リミテッドに対して、一定の前提条件の充足を条件として、発行価額の総額 5 億円の無担保普通社債（以下「本社債」といいます。）を発行することを予定しています。（本社債につきましては、平成 26 年 2 月 12 日付「無担保社債（私募債）発行に関するお知らせ」をご参照ください。）当社と本社債の社債権者（以下「本社債権者」といいます。）の間で締結される予定の社債買取契約（以下「社債買取契約」といいます。）において、本社債権者は、いつでも本社債の全部又は一部の期限前償還を求めるとされています。そのため、本新株予約権が行使された場合でも、同時に本社債の償還が求められた場合には、その範囲で、本新株予約権の行使金額は、本社債の償還に用いられる可能性があります。なお、本新株予約権は、将来の当社の株価の動向次第では行使がされない場合もあり、その場合は本新株予約権の行使による資金調達ができなくなる又は当初想定額を下回る可能性があるため、本社債を発行することにより、本新株予約権の行使を待たずに一定の金額の資金調達がアップフロントで可能となります。

## 2. 募集の目的及び理由

風力発電業界においては、導入促進のための補助金制度が見直しとなって以降、空白の 3 年間となっておりましたが、平成 24 年 7 月 1 日に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（以下、「再生可能エネルギー特措法」という。）が施行され、当社グループの風力発電所にも「再生可能エネルギー特措法」に基づく新しい買取価格が適用され各風力発電所の売電単価は同法の施行前と比べて約 2 倍に増加しております。

また、平成 25 年 12 月 1 日付で風力発電子会社 6 社を吸収合併し、当社の経営の健全化、資金繰りの安定化を図る経営計画を策定し、取引金融機関からは、借入金返済期限の延長等の金融支援を得ることができました。その結果、平成 26 年 3 月期第 2 四半期連結会計期間におきまして「継続企業の前提に関する注記」の記載を解消することができました。

当社を取り巻く経営環境は、足元において大きく改善しつつありますが、「再生可能エネルギー特措法」が施行されるまで、法案審議の過程が長期化したことやその間資金繰りの悪化等を余儀なくされた為、新規の風力発電所計画は平成 22 年度における風力発電所建設費用に対する補助金制度廃止以降ストップしている状況が続きました。

斯かる状況下、当社においては風力発電所建設候補地における風況観測、地元協議、自主アセスメント等を可能な範囲で進めてきた結果、経済産業省の設備認定を導入促進期間内に取得できる可能性があり、現在の買取価格(税込 23.1 円/kWh)の適用を受けられる見込みのある開発案件を相当規模有しております。

設備認定を取得できれば、現在の買取価格が適用され、20 年間に亘る買取期間も保証されることから、長期間安定収益を生む売電事業を確保したことになります。この設備認定を取得した開発案件については、当社グループで売電事業を進める、他の企業との共同事業化、または開発案件を譲渡する等の選択により収益の拡大を図ることが出来ます。

また、設備認定取得後は、風力発電所の建設工事の前段階として、測量調査、設計業務を実施し、評価書を作成した上、その評価書を公告・縦覧・閲覧して環境アセスメントを完了させる必要があります。このプロセスまで完了して、風力発電所の工事に着手できる状態となります。

本新株予約権の発行は、平成 27 年 3 月までに設備認定の取得が実現可能な開発案件を優先して進め、可能な限り環境アセスメントのプロセスを進める為の風力発電所開発資金として資金を調達することを目的としております。

他方で、当社は平成 26 年 3 月期第 2 四半期連結会計期間より「継続企業の前提に関する注記」の記載を解消することができたものの、経常的な損失を計上してきたことから手元流動性は低下しており、足元の運転資金を確保しておくことも課題となっております。

当社では「六ヶ所村風力発電所蓄電池増設による出力抑制事業」が平成 25 年 8 月に環境省の「平成 24 年度再生可能エネルギー導入のための蓄電池制御等実証モデル事業」として事業費全額相当の補助金交付の決定を受けております。本件事業費用は約 43 億円の規模となりますが、事業費は補助金にて賄うものの、付随して発生する初期費用は自己負担となります。本新株予約権の発行の一部は、この初期費用の支払に必要な資金として調達いたします。

また、一部の稼働年数が経過した風力発電所においては、増速機の経年劣化等の原因により稼働率が低下している発電所も出てきております。各発電所の売電売上は「再生可能エネルギー特措法」に基づく新しい買取価格が適用され増収となっておりますが、平成 26 年 3 月期までは過去返済猶予を受けました約定返済元本の返済も上乘せして借入を返済していることから、足元の資金繰りはまだ余裕が無い状況にあります。よって本新株予約権の発行の一部は、増速器交換等の大規模修繕費用に充当し、早期に稼働率の改善を図り、収益の増大を図ります。

このように、保有する導入促進期間内に設備認定取得が可能な開発案件の実現に必要な開発への投資と足元においては手元流動性が低下している中、必要な運転資金及び発電所修繕資金を確保すべく当社にとって現時点で選択可能な様々な資金調達策を検討した結果、それらのうち最適な選択肢となる資金調達策として、このたびの新株予約権の発行を決議させていただくものです。

なお、上記「1. 募集の概要（注）」に記載のとおり、当社は本新株予約権の発行に先立ちマッコーリー・バンク・リミテッドに対して、一定の前提条件の充足を条件として、以下に記載の概要にて発行価額の総額5億円の本社債を発行することを予定しています。当社と本社債権者との間で締結される予定の社債買取契約において、本社債権者は、いつでも本社債の元本の全部又は一部の期限前償還を求めるとされています。そのため、本新株予約権が行使された場合でも、同時に本社債の元本の償還が求められた場合には、その範囲で、本新株予約権の行使金額は、本社債の償還に用いられる可能性があります。しかしながら、本新株予約権は、将来の当社の株価の動向次第では行使がされない場合もあり、その場合は本新株予約権の行使による資金調達ができなくなる又は当初想定額を下回る可能性があります。当社債を発行することにより、本新株予約権の行使を待たずに一定の金額の資金調達がアップフロントで可能となるという意味があります。

（本社債の概要）

- |    |        |                     |
|----|--------|---------------------|
| 1. | 名称     | 日本風力開発株式会社 第6回無担保社債 |
| 2. | 社債の総額  | 金5億円                |
| 3. | 各社債の金額 | 金1,250万円            |
| 4. | 払込期日   | 平成26年2月21日          |
| 5. | 償還期日   | 平成28年2月20日          |
| 6. | 利率     | 年2.5%               |
| 7. | 発行価額   | 額面100円につき金100円      |
| 8. | 償還価額   | 額面100円につき金100円      |
| 9. | 償還方法   | 満期一括償還              |
- 但し、本社債権者は、遅くとも5営業日前までの通知をもって、本社債の全部又は一部及び償還日までに発生する利息を加算した金額を期限前に償還することを、当社に対して請求することが可能です。そのため、マッコーリー・バンク・リミテッドが本新株予約権を行使すると同時に、本社債の償還を求めた場合には、本新株予約権による調達資金額が、社債償還のために支払われる可能性があります。また当社からも、遅くとも5営業日前までの通知をもって、本社債の全部又は一部及び償還日までに発生する利息を加算した金額を期限前に償還することを請求することができます。
- |     |       |                  |
|-----|-------|------------------|
| 10. | 利払方法  | 年4回              |
| 11. | 総額引受人 | マッコーリー・バンク・リミテッド |



### 3. 資金調達方法の概要及び選択理由

#### (1) 資金調達方法の概要

本件の資金調達は、当社が割当予定先に対し本新株予約権を割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社が資金を調達する仕組みとなっております。また、上記「1. 募集の概要(注)」に記載のとおり、本新株予約権の発行に先立ち、割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドに対して無担保社債を発行することで、本新株予約権の行使を待たずに当社が一定の資金を調達する仕組みとなっております。本新株予約権の行使価額は当初固定されていますが、平成26年2月28日以降、当社が、当社取締役会の決議により、各回号の本新株予約権を行使価額固定から行使価額修正条項に転換した場合には、転換後の行使価額の修正条項に基づき、行使価額の修正が行われます。当該決議をした場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降、本発行要項第12項に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正されます。但し、上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とします。また、社債買取契約には、当社は、本社債の発行後3ヶ月以内に、自己資金、本新株予約権の行使又はその他の資金調達により本社債全部を償還できない場合で、以降、各取引日に先立つ5取引日(VWAPのない日を除く。)の東京証券取引所における本株式の取引所売買高加重平均価格(VWAP)の日次平均が第7回号の本新株予約権に係る当初行使価額(すなわち、本新株予約権のうち最も低い当初行使価額をいう。)の102%を下回ったときは、本発行要項第10項に従い、直ちに(但し、3営業日以内とする。)、全ての(又は、(i) 下限行使価額に残存する本新株予約権の対象となる株式数を乗じた金額の総合計額が、(ii) 残存する本社債の元本及び本社債の予定償還日(同日を含む。)までに発生する経過利息の合計額を超える金額に至るまでの1つ又は複数の)回号の本新株予約権を行使価額修正条項付新株予約権に転換するものとする規定されており、かかる場合には、当社は本新株予約権を行使価額修正条項付新株予約権に転換し、行使された金額(なお、後述するように、当社が要求した場合には、マッコーリー・バンク・リミテッドは、当初の株式購入保証期間(以下に定義されます。)を含む3連続株式購入保証期間を上限として、各株式購入保証期間毎に150,000,000円、合計450,000,000円相当の行使を行う義務があるとされています。)を本社債の償還に充当致します。なお、現時点において、本社債全部の償還原資は確保できておりません。

当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に本新株予約権の発行価額と同額の金銭と引換えに、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。一部取得をする場合には、取得する本新株予約権の決定は、抽選その他の合理的な方法により行います。当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予

約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しません。

第7回新株予約権及び第8回新株予約権が全て行使された場合の交付株式数は3,500,000株となり、当社の発行済株式総数15,046,500株を分母とする希薄化率は23.3%となる見込みです。

## (2) 資金調達方法の選択理由

本スキームには下記「(3) 本資金調達方法の特徴」に記載の[メリット]及び[デメリット]がありますが、当社の資金需要や市場環境等を勘案しながら機動的に資金を調達することができ、既存株主の利益への影響を抑えながら自己資本を増強することが可能であることから、下記「(3) 本資金調達方法の特徴」に記載の[他の資金調達方法との比較]のとおり、他の資金調達方法と比較しても、本スキームによる資金調達方法が現時点において最適な選択であると判断し、これを採用することを決定しました。

## (3) 本資金調達手法の特徴

本新株予約権による資金調達スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

[メリット]

### ① 最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は、第7回及び第8回の合計3,500,000株で固定されており、最大交付株式数が限定されております。そのため、行使価額が修正された場合であっても、将来の株価動向によって当初の見込みを超える希薄化が生じるおそれはありません(但し、上記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがあります)。

### ② 取得条項

将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合、又はそれ以上の好条件での資金調達方法が確保できた場合等には、当社の選択により、本新株予約権の払込期日の翌日以降、いつでも残存する本新株予約権を本発行要項第14項第(1)号記載の取得条項に従って取得することが可能です。取得価額は発行価額と同額であり、追加的な費用負担は発生いたしません。

### ③ 行使価額修正条項・選択権

上記「1. 募集の概要(6) 行使価額及び行使価額の修正条件」に記載のとおり、本新株予約権の行使価額は原則として固定されていますが、当社の判断により、行使価額の修正を開始することが可能です。また、2つの行使価額を設定することで、株価上昇の機を捉えた資金調達を可能にする一方、行使価額の修正選択権(但し、上記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由(1) 資金調達方法の概要」に記載の社債買取契約の条件に従って、行使価額修正条項付新株予約権に転換する義務を負う場合があります。)を併せ持つことにより、当初の目標株価であった当初行使価額を大幅に上回って株価が上昇した場合には、下記「④ 行使時期の指定」に記載のとおり当社が割当予定先が本新株予約権を行使することができない期間を適宜設定しつつ行使価額の

修正を開始することで、資本調達額を増額できます。他方、当初行使価額を下回って株価が推移している状態であっても、当社の判断で行使価額の修正を開始することにより、緊急の又は機動的な資金ニーズに対して対応することが可能となります。なお、行使価額の下方修正については、下限が定められており、当社が行使価額の修正を決定した後に株価が急落した場合であっても、行使価額の下方修正に歯止めが掛かる仕組みとなっています。

#### ④ 行使時期の指定

本買取契約に基づき、当社は、割当予定先が本新株予約権を行使することができない期間を2回まで定めることができます。これによって当社は、株価が当初の行使価額を大幅に上回って上昇した場合には、割当予定先が本新株予約権を行使することができない期間を適宜設定しつつ、当社の判断で、行使価額の修正を開始することができることとなります。また、下記「⑥ 行使指示条項」記載のとおり、当社の請求により、割当予定先による本新株予約権の行使を義務づけることができます。これによって当社は、割当予定先による権利行使時期に一定の制限を課し、かつ、一定程度、権利行使のタイミングを選択することが可能になります。

#### ⑤ 株式購入保証

本買取契約において、ある回号が行使価額固定から行使価額修正条項付に転換された場合で当社が要求したときは、割当予定先は、20取引日（「株式購入保証期間」）以内に150,000,000円相当額の行使を行うこととされています。割当予定先は一度に又は複数回に分けて新株予約権を行使することができます。

また、同契約において、当社が要求した場合には、割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドは、さらに、当初の株式購入保証期間を含む3連続株式購入保証期間を上限として、各株式購入保証期間毎に150,000,000円相当の行使を行うものとされています。なお、複数の回号が同時に行使価額固定から行使価額修正条項付に転換された場合は、株式購入保証期間は1つの回号の本新株予約権のみに設定され、株式購入保証期間中に他の回号の本新株予約権が行使価額固定から行使価額修正条項に転換された場合は、当該他の回号の本新株予約権について株式購入保証期間は設定できません。また、上記の各20取引日の期間は下記のいずれかの条件を充足した場合は当該条件が継続する限り、中断され、かかる期間中、割当予定先は本新株予約権を行使する義務を負わないこととなります。

- ・東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の株価が、当該本行使価額修正条項付新株予約権の下限行使価額に1.1を乗じた額未満である場合
- ・東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の株価が、直前の取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値の90%以下である場合
- ・いずれかの10連続取引日間の当社の普通株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高が、平成26年2月12日（なお、同日は含まない。）に先立つ10連続取引日間の当社の普通株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高の45%を下回っている場合



上記の各株式購入保証期間は、これらの条件を全て充足しなくなった取引日の翌取引日から再開します。

上記のように、本新株予約権の回号毎に、ある回号が行使価額固定から行使価額修正条項に転換された場合で、当社は当社が要求したときには、1回の株式購入保証期間において、150,000,000円の資金調達を行うことができ、さらに、当社が要求した場合には、当初の株式購入保証期間を含み3回の株式購入保証期間を上限として、各株式購入保証期間毎に150,000,000円、総額450,000,000円までの資金調達を受けられることとなります。但し、行使価額修正条項に転換された回号の本新株予約権の残存個数の範囲内での行使が上限となります。そのため残存個数の行使による資金調達可能額が、各株式購入保証期間毎に150,000,000円相当額又は総額で450,000,000円相当額に満たない場合はこの限りではありません。

#### ⑥ 行使指示条項

当社は、以下を含む一定の条件に従い、割当予定先に対し、本新株予約権を行使するよう指示できるものとします。この場合、割当予定先は、行使指示が割当予定先に到達した日から10取引日以内又は当社と合意した取引日のいずれか短い期間に、指定された数の本新株予約権を1回又は複数回に分けて行使するものとされています。

・1回の行使指示において指示が可能な本新株予約権の数は行使上限数を超えないものとする。行使上限数は、以下により算出されるいずれか低い数とする。

(i) 2億円を、行使指示の対象となる本新株予約権の行使価額の総額で除した数（但し、小数点以下は切り捨てる。）

(ii) 当該行使指示が割当予定先に到達した日に先立つ5連続取引日間又は60連続取引日における一日平均売買高（ブルームバーグの公表した売買高に基づき算出する。）の50%のいずれか少ない株数を対象とする数

- ・行使価額固定新株予約権の場合—当該行使指示が割当予定先に到達した日に先立つ3連続取引日間の当社の株価の終値が固定行使価額を少なくとも10%を上回ること
- ・行使価額修正条項付新株予約権（転換後）の場合—当該行使指示が割当予定先に到達した日に先立つ3連続取引日間の当社の株価の終値が下限行使価額を少なくとも10%上回ること
- ・本新株予約権の行使により割当予定先が保有することとなる当社普通株式の議決権数が当社の議決権数の5%を超えないこと
- ・当該行使指示は、割当予定先の直前の行使又は直前に当社が行使指示を行った日のいずれか遅い日を初日として10取引日が経過していること

[デメリット]

#### ① 当初資本調達額が限定的

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、本新株予約権の行使個数に応じた割当株式数に行使価額を乗じた金額の資金調達がなされるため、本新株予約権の発行時点では、資金調達額が限定されます。

② 株価低迷時に資金調達が当初想定額を大きく下回る可能性

株価が長期的に当初行使価額を下回り、当社が行使価額を修正しない場合などでは、本新株予約権の行使はされず、資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性があります。また、当社が行使価額を修正した場合においても、株価が当初行使価額を下回る状況では資金調達額が当初想定額を下回る可能性があります。

③ 割当予定先が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却することを前提としており、現在の当社株式の流動性に鑑みると、割当予定先による当社株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

④ 割当予定先が本新株予約権を行使せず、資金調達がなされない可能性

割当予定先に本新株予約権の行使義務が生じる場面は限られていますので、割当予定先が行使をしない場合、資金調達額は当初想定した額を下回る可能性もあります。

⑤ 取得請求権により資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性

本新株予約権発行後、当社普通株式の株価が大幅に下落した場合又は東京証券取引所における当社普通株式の平均売買出来高が大幅に減少した場合、割当予定先が本買取契約に定められた取得請求権（注）を行使することにより、調達額が減少する場合があります。

⑥ 不特定多数の投資家へのアクセスへの限界

第三者割当方式という当社と割当先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資本調達を募るといった点において限界があります。

（注）取得請求権

本買取契約には、①いずれかの取引日において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が10取引日連続して平成26年2月10日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の45%（333円）（但し、本発行要項第11項により行使価額が調整される場合には、当該行使価額の調整に応じて調整されるものとします。）を下回った場合、②いずれかの10連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高が、平成26年2月12日に先立つ10連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高（但し、本発行要項第6項第(2)号乃至第(4)項により割当株式数が調整される場合には、当該割当株式数の調整に応じて調整されるものとします。）の45%を下回った場合、③割当予定先が本新株予約権の行使期間満了の1ヶ月前の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合又は④東京証券取引所における当社の普通株式の取引が5取引日以上期間にわたって停止された場合には、割当予定先は、それ以後いつでも、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができ、当社は、当該取得請求に係る書面が到達した日の翌取引日から起算して15取引日目の日におい

て、本新株予約権の発行価額と同額の金銭と引換えに、当該取得請求に係る本新株予約権の全部を取得する旨の取得請求権が定められます。

#### [他の資金調達方法との比較]

当社は、この度の資金調達に際して、金融機関からの借入れ、公募増資、第三者割当増資、株主割当等の資金調達方法を検討いたしました。当社は風力発電事業における補助金制度が廃止となった平成 22 年 3 月期以降経常的な損失が続き財政状況は悪化しており、取引金融機関に対しては返済の履行が困難なことから、返済猶予を求め金融支援を得てまいりました。平成 24 年 7 月 1 日に「再生可能エネルギー特措法」が施行され風力発電所の売電単価は約 2 倍に増加し、平成 26 年 3 月期決算より黒字化の目途がつかいましたが、現時点においては新規の借入は困難な状況であります。公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能になるものの、同時に 1 株当たり利益の即時希薄化を伴うため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えており、資金調達方法の候補からは除外しております。また、新株予約権の無償割当てによる増資であるライツ・オファリングについては、既存株主における希薄化の影響を限定できるメリットはあるものの、新株流通による需給悪化懸念などから株価が大きく乱高下するおそれがあるため、既存株主へ与える影響が大きくなること、コミットメント型ライツ・オファリングにおいては、引受手数料等のコストが増大することが予想されること、ノンコミットメント型ライツ・オファリングにおいては、行使率及びその結果としての資金調達額が不透明であることといったデメリットがあるため、同様に資金調達方法の候補から除外しております。第三者割当方式での新株式の発行では、短期間で当社の求める資金調達時期に当社の求める株価水準で割当先となる適切な投資家を見つけることが困難であると判断しております。また、株主割当方式での新株式の発行では、希薄化懸念は払拭されますが、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうか不透明であり、資金調達方法として適当でないと判断いたしました。なお、当社は、上記の通り、マッコーリー・バンク・リミテッドに対して本新株予約権の発行に先行し社債買取契約を締結し本社債を発行することを予定しており、本新株予約権による資金調達に先立って、本新株予約権の発行日の 1 週間前の日以降の日にアップフロントで資金調達を行うことができます。さらに、行使価額が固定されたままの新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となります。したがって、当社といたしましては株価水準に応じた段階的な資金調達が可能であるため、上記特徴を有する本新株予約権の発行という方法を資金調達方法として選択いたしました。行使価額修正条項付に転換後のディスカウント率は、特に行使価額修正条項付に転換された場合にはその後の本新株予約権の行使の促進による資金調達が当社の業績及び財務にとって重要となることから、近時の同種事例等も参考に、割当予定先との協議を踏まえ 10%といたしました。

#### 4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

##### (1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

① 本新株予約権に係る調達資金	2,743,930,000 円
本新株予約権の払込金額の総額	24,430,000 円
本新株予約権の行使価額の総額	2,719,500,000 円
② 発行諸費用の概算額	141,372,000 円
③ 差引手取概算額	2,602,558,000 円

(注) 1. 本新株予約権に係る調達資金は、本新株予約権の発行に際して払い込まれる金額の総額（第7回新株予約権及び第8回新株予約権の合計 24,430,000 円）に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額（本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合において、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額であり、第7回新株予約権及び第8回新株予約権の合計 2,719,500,000 円）を合算した金額であります。

	発行に際して払い込まれる 金額の総額（円）	行使に際して出資される財産の 価額の合計額（円）
第7回新株予約権	24,412,500	1,295,000,000
第8回新株予約権	17,500	1,424,500,000
合計	24,430,000	2,719,500,000

(注) 2. 行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。なお、当社は本新株予約権の発行に先立ちマッコーリー・バンク・リミテッドに対して、一定の前提条件の充足を条件として、本社債を発行することを予定しています。当社と本社債の社債権者の間で締結される予定の社債買取契約において、本社債権者は、遅くとも5営業日前までの通知をもって、本社債の全部又は一部及び償還日までに発生する利息を加算した金額を期限前に償還することを求めることができるとされています。かかる請求がなされた場合、本新株予約権の行使金額は、本社債の償還に用いられるため、その時点での実質的な調達額は増加しないこととなります。本社債は、当社の株価動向により行使の不確実性がある本新株予約権の行使による資金調達を待たずに割当予定先からアップフロントで資金調達を行えるものであり、社債調達資金を先んじて当社の事業資金に充当し、当社の業績及び企業価値の向上に資することを可能とするものであることから、当社にとってメリットがあると考えております。

(注) 3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、価額算定費用、アドバイザー費用(本新株予約権の行使により、当社へ割当先のマッコーリー・バンク・リミテッドから入金された金額に4%を乗じて計算した金額を株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザーに支払います)、信託銀行費用、登録免許税等の合計額であります。

(2) 調達する資金の具体的な用途

具体的な用途	金額	支出予定時期
本社債償還資金 (参考:本社債の資金用途)	500 百万円	平成 26 年 3 月～平成 28 年 2 月 20 日
① 風力発電所開発のための子会社への貸付資金 (平成 25 年度実施の環境調査費用支払)	210 百万円	平成 26 年 2 月～平成 26 年 3 月
② 六ヶ所村風力発電所補助金事業に係る初期費用	290 百万円	平成 26 年 5 月～平成 26 年 6 月
風力発電所開発のための子会社への貸付資金 (内訳)	1,522 百万円	平成 26 年 3 月～平成 28 年 3 月
北海道地区(6 案件)	610 百万円	
東北地区(7 案件)	603 百万円	
中部地区(1 案件)	83 百万円	
九州地区(2 案件)	226 百万円	
発電所修繕資金 (内訳)	580 百万円	平成 26 年 3 月～平成 28 年 3 月
東北地区発電設備の修繕費用	230 百万円	
山陰地区発電設備の修繕費用	350 百万円	

(注) 1. 上記の金額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合の調達金額を基礎とした金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、減少する可能性があります。

2. 上記の資金用途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等で保管する予定です。

3. 割当予定先と定める契約により、社債発行から3ヶ月が経過した時点で、本新株予約権の行使による資金調達以外の方法で、償還資金が確保できていなければ、本新株予約権の行使により調達した資金を本社債の償還資金として最も優先的に使用されます。本社債 500 百万円の内、210 百万円は平成 25 年度に必要な風力発電所開発資金に優先して充当するため、子会社に貸付いたします。また、上記手取金の用途のうち、



風力発電所開発のための子会社への貸付資金と発電所修繕資金については、優先順位をつけておりませんが、資金の使用時期等については、その時点の当社を取り巻く事業環境や業務上の必要性を勘案し、適切に判断していく予定です。

#### ① 風力発電所開発のための子会社への貸付資金

風力発電業界においては、導入促進のための補助金制度が見直しとなって以降、平成 24 年 7 月 1 日に再生可能エネルギー特措法が施行される間の 3 年間は、先行きが不透明な中、新規の風力発電所開発計画を進めることは困難な状況でありました。当社は、斯かる状況下においても、風力発電所建設候補地における風況観測、地元協議、自主アセスメント等を可能な範囲で進めてきた結果、経済産業省の設備認定を導入促進期間内に取得出来る可能性があり、現在の買取価格（税込 23.1 円/kWh）の適用を受けられる見込みのある開発案件を相当規模有しております。

導入促進期間内となる平成 27 年 3 月までに設備認定の取得が可能な開発案件として、北海道・東北地方を中心に約 385 メガワットの容量を計画しており、開発を進めております。設備認定を取得するまでには、環境アセスメントで定められている環境調査の開発行為を進めて行く必要があります。また、設備認定取得後は風力発電所建設までの準備として測量調査、設計業務を実施し評価書を作成する等の業務が必要となる為、これら風力発電所の建設工事の前段階までの開発資金を調達する必要があります。

設備認定を取得し、現在の買取価格の適用が確定すれば、20 年間に亘る買取期間も保証されることから、長期間安定収益を生む売電事業を確保したことになります。この設備認定を取得した開発案件については、当社グループで売電事業を進める、他の企業との共同事業化、または開発案件を譲渡する等の選択により収益の拡大を図ることが出来ます。

また設備認定取得後は、風力発電所の建設工事の前段階として、測量調査、設計業務を実施し、評価書を作成した上、その評価書を公告・縦覧・閲覧して環境アセスメントを完了させる必要があります。このプロセスまで完了して、風力発電所の工事に着手できる状態となります。

本新株予約権の発行は、平成 27 年 3 月までに設備認定の取得が実現可能な開発案件を優先して進め、可能な限り環境アセスメントのプロセスを進める為の風力発電所開発資金として資金を調達することを目的としております。

開発案件は、平成 25 年 11 月 20 日付「開発資産の売却等(事業譲渡契約の締結)に関するお知らせ」の通り、当社 100%子会社となる風力開発株式会社（以下、「開発会社」といいます。）に譲渡しております。よって、調達しました資金は、開発会社に資金を貸付け、設備認定取得及び風力発電所の建設を目指す 16 案件の開発費用を支払う予定です。

導入促進期間内に設備認定を取得した開発案件は、収益機会の拡大を実現するとともに、財務基盤の安定に資するものと見込んでおり、本新株予約権の発行により資金調達を図り、開発案件を促進してまいります。

設備認定取得の要件となっている季節毎に実施する環境調査については、平成 25 年度内に完了させる必要があることから、本社債によりアップフロントで調達した資金は、平成 25 年度実

施の環境調査費用支払に充当いたします

また、本新株予約権の行使状況により想定どおり資金調達が出来なかった場合には、必要に応じて新たな資金調達の方法の検討を図る予定であります。

## ② 六ヶ所村風力発電所補助金事業に係る初期費用

当社は平成 26 年 3 月期第 2 四半期決算短信におきまして「継続企業の前提に関する注記」の記載を解消することができたものの、経常的な損失を計上してきたことから手元流動性は低下しており、足元の運転資金を確保しておくことも課題となっております。

当社では「六ヶ所村風力発電所蓄電池増設による出力抑制事業」が平成 25 年 8 月に環境省の「平成 24 年度再生可能エネルギー導入のための蓄電池制御等実証モデル事業」として事業費全額相当の補助金交付の決定を受けております。本件事業費用は約 43 億円の規模となりますが、事業費は補助金にて賄うものの、付随して発生する初期費用（過去の取引で利益が生じるなどして、補助金の対象とならない部分）は自己負担となります。本新株予約権の発行の一部は、この初期費用の支払に必要な資金として調達いたします。

この支払は平成 26 年 5 月から平成 26 年 6 月を予定しておりますが、アップフロントで確実に資金調達できる本社債の一部によって支払います。

## ③ 発電所修繕資金

一部の稼働年数が経過した風力発電所においては、増速機の経年劣化等の原因により稼働率が低下している発電所も出てきております。各発電所の売電売上は「再生可能エネルギー特措法」に基づく新しい買取価格が適用され増収となっておりますが、平成 26 年 3 月期までは過去返済猶予を受けました約定返済元本の返済も上乘せして借入を返済していることから、足元の資金繰りはまだ余裕が無い状況にあります。よって本新株予約権の発行の一部は、増速器交換等の大規模修繕費用に充当し、早期に稼働率の改善を図り、収益の増大を図ります。

本新株予約権の行使状況により想定どおり資金調達が出来なかった場合には、更なる経営合理化により資金の確保を検討すると共に、必要に応じて新たな資金調達の方法の検討を図る予定であります。

## 5. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「2. 募集の目的及び理由」のとおり、今回調達する資金は当社の今後の収益の向上に寄与するもので、かかる資金使途は合理的なものであると考えております。

## 6. 発行条件等の合理性

### (1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

当社は、本発行要項及びマッコーリー・バンク・リミテッドとの間で締結する予定の本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関（株式会社プルータ

ス・コンサルティング)に依頼しました。当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、一定株数及び一定期間の制約の中で段階的な権利行使がなされること、行使期間中に行使価額の修正がなされる可能性があること、並びに本発行要項及び割当先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、当社の株価、当社株式の流動性等を考慮し、また本スキームにおける取得条項及び行使価額修正条項・選択権に関して、当社の資金調達需要等に関して、3ヶ月以内に当社が本社債の償還をできない場合、本新株予約権を行使価額修正条項付新株予約権に転換する等の一定の前提に基づき、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について行使期間にわたって一様に分散的な権利行使がなされることを仮定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、当該評価額を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の発行価額を、第7回新株予約権は1,395円、第8回新株予約権は1円としました。また、本新株予約権の行使価額は、当初、平成26年2月10日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の、第7回新株予約権は100%、第8回新株予約権は110%に相当する額とするとともに、行使期間中に株価が固定行使価額を大幅に上回って上昇した場合、又は緊急の資金需要が発生したときのために、当社が行使価額修正に関する選択権を保有するものとし、当該修正に係るディスカウント率は、当社株式の株価動向等を勘案した上で、マコーリー・バンク・リミテッドとの間での協議を経て、10%としました。

本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、発行価額が算定結果である評価額を参考に、当該評価額を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、当社監査役3名全員(うち会社法上の社外監査役2名)から、発行価額が割当予定先に特に有利でないことに関し、上記算定根拠に照らして検討した結果、上記算定根拠に不合理な点は見受けられず、有利発行に該当しない旨の意見の表明を得ております。当該意見表明は、①第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティングが新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の公正価値を算定していること、②当該算定にあたり、本新株予約権の行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、行使期間、株価変動性、金利等の諸条件が考慮されていること、③払込金額が算定結果である評価額を参考に、当該評価額を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て決定

されていること等を総合考慮して、本新株予約権の払込金額は適正価額であり、有利発行には該当しない旨の意見を述べるものであります。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は 3,500,000 株（議決権数 35,000 個）であり、平成 26 年 2 月 12 日現在の当社発行済株式総数 15,046,500 株（議決権数 150,452 個）を分母とする希薄化率は 23.3%（議決権の総数に対する割合は 23.3%）に相当します。

しかしながら、①本新株予約権は原則として当初の固定された行使価額で行使されるため急速な希薄化には一定の歯止めを掛けることが可能であり、②本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使により調達した資金を、前述のとおり風力発電所の開発資金に充当する予定ですが、対象とする開発案件は、いずれも導入促進期間内に設備認定が取得でき、現状の買取価格が適用される見込みが高い案件であることから、この有利な投資機会を失うことなく、将来の収益に寄与し企業価値向上を実現していく予定であることから、将来的の収益力増大が期待されます。また調達した資金は、発電所修繕資金に充当し、風車故障を早い段階で復旧させることにより、発電所の稼働率の向上による売電収入の増加が期待できます。これらの期待される収益力との比較において、希薄化の規模は合理的であると判断しました。

また、①新株予約権の目的である当社普通株式数の合計 3,500,000 株に対し、当社株式の過去 6 ヶ月間における 1 日当たり平均出来高は 248,532 株であり、一定の流動性を有していること、②本新株予約権は当社が資金需要に応じて行使をコントロール可能であり、かつ③当社の判断により本新株予約権を取得することも可能であるため、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、発行数量の規模も合理的であると判断しました。

なお、将来何らかの事由により資金調達の必要性が薄れた場合、又は本スキームより有利な資金調達方法が利用可能となった場合には、当社の判断により、残存する本新株予約権を取得できる条項を付することで、必要以上の希薄化が進行しないように配慮しております。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	マッコーリー・バンク・リミテッド (Macquarie Bank Limited)
(2) 所 在 地	Level2, No.1 Martin Place, Sydney NSW 2000 Australia
(3) 代表者の役職・氏名	会長 H. K. マッキャン (H. K. McCann) CEO G. C. ワード (G. C. Ward)
(4) 事 業 内 容	商業銀行
(5) 資 本 金	793,646 百万円 (平成 25 年 3 月 31 日現在)
(6) 設 立 年 月 日	1985 年 2 月 28 日
(7) 発 行 済 株 式 数	普通株式 501,561,948 株
(8) 決 算 期	3 月 31 日
(9) 従 業 員 数	13,663 人 (マッコーリーグループ) (平成 25 年 3 月 31 日現在)
(10) 主 要 取 引 先	個人及び法人
(11) 主 要 取 引 銀 行	—
(12) 大株主及び持株比率	Macquarie B.H. Pty Ltd, 100%
(13) 当事会社間の関係	
資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。又、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。又、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。又、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。又、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。



(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	2011年3月末	2012年3月末	2013年3月末
連結純資産	784,017百万円	804,074百万円	850,440百万円
連結総資産	12,082,361百万円	11,809,937百万円	13,366,966百万円
1株当たり連結純資産(円)	1,616.30	1,603.14	1,695.58
収益合計(金融費用控除後)	575,184百万円	547,616百万円	596,637百万円
連結営業利益	95,118百万円	76,583百万円	101,110百万円
連結当期純利益	71,705百万円	55,507百万円	66,227百万円
1株当たり連結当期純利益(円)	147.82	110.67	132.04
1株当たり配当金(円)	112.69	218.22	247.24

(注) 上記表の各円換算額については各決算日のA\$レートの中値で換算し記載しております。

## (2) 割当予定先を選定した理由

上記「2. 募集の目的及び理由」の事業計画を迅速に実行するためには、当該目的の実現に十分な額の事業資金につき、機動的で、かつ既存株主の利益を十分に配慮した資金調達手段を確保することが必要です。

しかしながら、当社を取り巻く現在の経営環境及び当社の財政状態に鑑み、公募増資や銀行等の金融機関からの借入による資金調達は厳しい状況にあります。

経営基盤の安定及び業務拡大が必要不可欠であるという当社が置かれた状況を勘案いたしますと、これらに要する資金を機動的に調達できる手段としては、第三者割当の方法が最善の手段であると判断し、割当先を選定するため複数の投資家と交渉してまいりました。

その中で、外資系金融機関を引受先としたエクイティファイナンスの実行をアレンジする株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザー（東京都港区東麻布一丁目7番7号 代表取締役社長 小幡 治）より割当予定先であるマッコリー・バンク・リミテッド及びマッコリーキャピタル証券会社の紹介を受け、当社の資金調達及び資本増強手段として、当社に本新株予約権の発行を提案してまいりました。

なお、割当予定先であるマッコリー・バンク・リミテッド（Level2, No.1, Martin Place, Sydney NSW2000, Australia 会長 H.K. マッキャン(H. K. McCann)）とマッコリーキャピタル証券会社（東京都千代田区紀尾井町4番1号ニューオータニガーデンコート 日本における代表者 尾関 正俊）との関係は、互いに資本関係等はないものの、両社ともマッコリー・グループ・リミテッド（オーストラリア証券取引所(ASX)に上場）の完全子会社であり、本件において、マッコリーキャピタル証券会社はマッコリー・バンク・リミテッドの代理人となっております。当社はマッコリー・バンク・リミテッド及びマッコリーキャピタル証券会社の担当者との面談を通じて、当社の資金需要等の説明を行い、協議を重ねた結果、世界各地に拠点を構えグローバルに業務を展開しており、日本国内の上場会社16社に対して投資実績のある割当予定先

の投資意欲と当社の資金需要が合致したことから、当社の事業戦略、資金需要の必要性及び時期等をご理解いただいたうえで、今回の資金調達への支援につき割当予定先との間で交渉を行うこととなりました。資金調達に関しては、当社役員が種々の会社からご提案をいただいておりますが、割当予定先及びそのグループ会社であるマッコリーキャピタル証券会社の担当者と協議を進め検討した結果、割当予定先の株式を 100%所有するマッコリー・ビーエイチ・ピーティールワイ・リミテッドの所有者であるマッコリー・グループ・リミテッドは、同社のホームページによると、1969 年の創業以来 40 年以上にわたり、銀行業務、資金調達、M&A アドバイザリー、投資業務、資産運用などの各種金融サービスを世界 28 カ国で展開し、世界で上位 50 社に数えられる資産運用機関として 13,600 名を超える社員を有するマッコリー・グループ の持株会社としてオーストラリア証券取引所 (ASX) に上場しており、オーストラリアの大手金融機関であり社会的な信頼が大きいこと、また割当予定先が日本において既に多くの投資実績 (日本国内の上場会社 16 社に対する投資実績) を残しており、本件に関する豊富なノウハウを持ち合わせていることから、マッコリー・バンク・リミテッドを割当予定先として選定するに至りました。

なお、本件第三者割当は、日本証券業協会会員であるマッコリーキャピタル証券会社のあっせんを受けて行われたものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

### (3) 割当予定先の保有方針及び転換 (行使) 制限措置

本新株予約権について、当社と割当予定先であるマッコリー・バンク・リミテッドとの間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。なお、本新株予約権の譲渡には当社の取締役会による承認が必要です。

なお、当社役員と割当予定先の代理人であるマッコリーキャピタル証券会社の担当者との協議において、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社株式について、適宜判断の上、比較的短期間で売却を目標とするものの、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針であることを確認しております。

また、当社と割当予定先であるマッコリー・バンク・リミテッドは、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第 13 条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得する株式数が、本新株予約権の払込日時における上場株式数の 10%を超える部分に係る転換又は行使 (以下「制限超過行使」といいます。) を制限する旨を本買取契約にて規定する予定です。具体的には、①割当予定先が制限超過行使を行わないこと、②割当予定先が本新株予約権を行使する場合、あらかじめ、当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと、③割当予定先が本新株予約権を転売する場合には、あらかじめ、転売先となる者に対し、当社との間で前記①及び②に定める事項と同様の内容を約させること、④割当予定先は、転売先となる

者がさらに第三者に転売する場合も、あらかじめ当該第三者に対し当社との間で前記①及び②に定める事項と同様の内容を約させること、⑤当社は割当予定先による制限超過行使を行わせないこと、⑥当社は、割当予定先からの転売先となる者（転売先となる者から転売を受ける第三者を含む。）との間で、当社と割当予定先が合意する制限超過行使の制限と同様の合意を行うこと等の内容について、本買取契約により合意する予定です。

#### （４）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドに対し、割当予定先の概要に記載の最近３年間の経営成績及び財政状態について 2010 年度から 2012 年度のアニュアルレポート（豪州の 2001 年会社法（英名：Corporations Act 2001）に基づく資料であり、2013 年 3 月 31 日現在の現金および現金同等物は A\$9,500million（円換算額：933,470 百万円））を確認しており、本新株予約権の発行価額の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する財産の存在について確実なものと判断しております。

#### （５）株券貸借に関する契約

割当予定先と当社および当社役員との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。

#### （６）割当予定先の実態

割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドは、マッコーリー・ビーエイチ・ピーティワイ・リミテッドの 100%子会社であり、マッコーリー・ビーエイチ・ピーティワイ・リミテッドは、オーストラリア証券取引所 (ASX) に上場し、オーストラリア銀行規制機関であるオーストラリア健全性規制庁 APRA (Australian Prudential Regulation Authority) の監督及び規制を受けておりますマッコーリー・グループ・リミテッドの 100%子会社であります。また、マッコーリー・グループは、金融行動監視機構 (Financial Conduct Authority) 及びプルーデンス規制機構 (Prudential Regulation Authority) の規制を受ける英国の銀行であるマッコーリー・バンク・インターナショナルも傘下においております。日本においては、割当予定先の関連会社であるマッコーリーキャピタル証券会社が第一種金融商品取引業の登録を受け、金融庁の監督及び規制を受けております。以上のような、割当予定先の属するグループが諸外国の監督及び規制のもとにある事実について、当社は割当予定先の代理人であるマッコーリーキャピタル証券会社の担当者との面談によるヒアリング及び APRA ホームページ、割当予定先のアニュアルレポート等で確認しております。また、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が暴力団等とは一切関係がないことについて、割当予定先からその旨を証する書面を受領し確認しております。以上から、割当予定先並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力とは関係がないものと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

## 8. 大株主及び持株比率

募集前（平成 25 年 9 月 30 日現在）	
株式会社西島製作所	4.19%
出光興産株式会社	3.98%
株式会社日本製鋼所	2.21%
前田建設工業株式会社	2.15%
鬼頭 萬太郎	1.43%
塚脇 正幸	1.37%
三井造船株式会社	1.32%
株式会社関電工	1.19%
ザ バンク オブ ニューヨーク ノントリーティール ジャスデック クアアカウント	1.05%
久米 貴子	0.68%

(注) 1. 募集前の持株比率は平成 25 年 9 月 30 日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。

2. マッコーリー・バンク・リミテッドは、経営権の獲得や支配株主となることを目的とせず純投資を目的としており、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、適宜判断の上、市場動向を勘案しながらも比較的短期間で売却を目標としているため、長期保有の方針はない旨確認しておりますので、処分後の大株主株主一覧は記載しておりません。

## 9. 今後の見通し

本件資金の資金充当及び事業への寄与は来期以降となる為、本件による当社当期連結業績に与える影響につきましては、軽微なものを見込んでおりますが、平成 26 年 3 月期決算公表時に発表いたします平成 27 年 3 月期業績予想においては、本件の影響を織り込んでお知らせいたします。

(企業行動規範上の手続き)

### ○ 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
連結売上高	5,246,797千円	5,986,994千円	6,283,451千円
連結営業損失(△)	△2,459,164千円	△1,329,486千円	△726,694千円
連結経常損失(△)	△3,626,702千円	△2,538,031千円	△1,299,034千円
連結当期純利益又は当期純損失(△)	△5,696,288千円	△5,506,353千円	3,862,070千円
1株当たり連結当期純利益(円)又は1株当たり連結当期純損失(△)	△37,951.22円	△36,638.92円	25,676.78円
1株当たり配当金(円)	—	—	—
1株当たり連結純資産(円)(注)	69,303.63円	32,229.60円	60,048.43円

(注) 平成25年3月29日に証券取引等監視委員会は当社が提出した第10期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）有価証券報告書の重要な事項につき虚偽の記載があるとして、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、課徴金3億9,969万円の納付命令を発出するよう勧告を行っています。

また併せて、同日付で当社提出の第10期事業年度有価証券報告書に係る訂正報告書の提出命令を発出するよう勧告があり、平成25年4月12日に関東財務局より平成25年4月19日までに有価証券報告書の訂正報告書を提出するよう命ぜられました。そのため当社は当該提出命令に従い、平成25年4月19日付で第10期事業年度有価証券報告書の訂正報告書を提出しております。

有価証券報告書の訂正命令については、当社として承服することができないため、平成25年4月18日付で東京地方裁判所に有価証券報告書の虚偽記載に係る訂正報告書の提出命令取消の訴訟を提起いたしました。この訴訟の結果、当社の主張が認められた場合には、連結財務諸表を訂正する予定であります。この場合、1株当たり連結純資産につきましては、変更される予定です。

また、課徴金納付命令に関する審判手続においても、該当の有価証券報告書に関する公正な判断を求める方針であります。

訴訟及び審判手続の結果、課徴金納付による損失が発生する可能性があります。現時点において判決等が確定していないことから、連結財務諸表には課徴金納付による損失は反映しておりません。



(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成 26 年 1 月 31 日現在）

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	15,046,500 株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	－株	－%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	－株	－%
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	－株	－%

(注) 当社は、平成 25 年 10 月 1 日を効力発生日として、普通株式 1 株につき 100 株の割合で株式分割を行っております。

(3) 最近の株価の状況

① 最近 3 年間の状況

	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期
始 値	267,500円	76,600円	71,400円
高 値	272,000円	214,500円	149,600円
安 値	36,150円	62,100円	48,750円
終 値	79,600円	71,700円	117,300円

- (注) 1. 各株価は、株式会社東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。  
 2. 当社は平成 25 年 10 月 1 日を効力発生日として、普通株式 1 株につき 100 株の割合で株式分割を行っております。

② 最近 6 か月間の状況

	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月
始 値	64,000円	61,300円	683円	834円	855円	803円
高 値	67,100円	64,200円 ※692円	1,025円	957円	865円	987円
安 値	59,000円	59,100円 ※615円	614円	745円	717円	780円
終 値	61,000円	686円	819円	844円	779円	802円

- (注) 1. 各株価は、株式会社東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。  
 2. 当社は、平成 25 年 10 月 1 日を効力発生日として、普通株式 1 株につき 100 株の割合で株式分割を行っております。（平成 25 年 9 月 26 日（木曜日）をもって、証券取引所における売買単位も 1 株から 100 株に変更されています。）

3. ※印は、株式分割による権利落後の株価であります。

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成 26 年 2 月 10 日
始 値	743 円
高 値	756 円
安 値	731 円
終 値	740 円

(注) 各株価は、株式会社東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

(4) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

11. 発行要項

別紙 1 及び別紙 2 のとおり。

日本風力開発株式会社第7回新株予約権（第三者割当）

発行要項

1. 本新株予約権の名称

日本風力開発株式会社第7回新株予約権（第三者割当）（以下「**本新株予約権**」という。）

2. 申込期間

平成26年2月28日

3. 割当日

平成26年2月28日

4. 払込期日

平成26年2月28日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をマッコーリー・バンク・リミテッドに割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式1,750,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「**割当株式数**」という。）は100株）とする。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

(2) 当社が第11項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める

場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

#### 7. 本新株予約権の総数

17,500個

#### 8. 各本新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たり金1,395円

#### 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「**行使価額**」という。）は、当初740円とする。但し、行使価額は第10項に定める修正及び第11項に定める調整を受ける。

#### 10. 行使価額の修正

(1) 当社は、平成26年2月28日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降第12項に定める期間の満了日まで、本第10項第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。

「**取引日**」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合には、当該日は「**取引日**」にあたらぬものとする。

「**修正日**」とは、各行使価額の修正につき、第16項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日（但し、当該通知を当社が受領した時点において、東京証券取引所におけるその日の売買立会が終了している場合は、その翌取引日）をいう。

(2) 行使価額は407円（但し、第11項による調整を受ける。）（以下「**下限行使価額**」という。）を下回らないものとする。上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。

#### 11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「**行使価額調整式**」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後} \\
 \text{行使価額}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{r}
 \text{調整前} \\
 \text{行使価額}
 \end{array}
 \times
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{既発行} \\
 \text{株式数}
 \end{array}
 +
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{新発行・処分} \\
 \text{株式数}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{r}
 \text{1株当たり} \\
 \text{払込金額}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{1株当たり時価}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}
 \end{array}
 }$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。



$$\text{株式数} = \frac{\left( \begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4)①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む。）並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

## 12. 本新株予約権を行使することができる期間

平成26年3月3日から平成28年3月2日までとする。

## 13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

## 14. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり1,395円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(2) 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり1,395円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

## 15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

## 16. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第20項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求は、第20項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生する。

## 17. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

## 18. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

## 19. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・オプション及び行使指図権、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金1,395円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項に記載のとおりとし、行使価額は当初、平成26年2月10日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の100%相当額とした。

## 20. 行使請求受付場所

当社 管理本部 管理部

## 21. 払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行 新丸の内支店

## 22. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の3銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

## 23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上

## 日本風力開発株式会社第8回新株予約権（第三者割当）

## 発行要項

## 1. 本新株予約権の名称

日本風力開発株式会社第7回新株予約権（第三者割当）（以下「本新株予約権」という。）

## 2. 申込期間

平成26年2月28日

## 3. 割当日

平成26年2月28日

## 4. 払込期日

平成26年2月28日

## 5. 募集の方法

第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をマッコーリー・バンク・リミテッドに割り当てる。

## 6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式1,750,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株）とする。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

(2) 当社が第11項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式

数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

#### 7. 本新株予約権の総数

17,500個

#### 8. 各本新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たり金1円

#### 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初814円とする。但し、行使価額は第10項に定める修正及び第11項に定める調整を受ける。

#### 10. 行使価額の修正

(1) 当社は、平成26年2月28日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降第12項に定める期間の満了日まで、本第10項第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。

「修正日」とは、各行使価額の修正につき、第16項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日（但し、当該通知を当社が受領した時点において、東京証券取引所におけるその日の売買立会が終了している場合は、その翌取引日）をいう。

(2) 行使価額は407円（但し、第11項による調整を受ける。）（以下「下限行使価額」という。）を下回らないものとする。上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。

#### 11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。



$$\begin{array}{r}
 \text{調整後} \\
 \text{行使価額}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{r}
 \text{調整前} \\
 \text{行使価額}
 \end{array}
 \times
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{既発行} \\
 \text{株式数}
 \end{array}
 +
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{新発行・処分} \\
 \text{株式数}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{r}
 \text{1株当たり} \\
 \text{払込金額}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{1株当たり時価}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}
 \end{array}
 }$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4)①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む。）並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

## 12. 本新株予約権を行使することができる期間

平成26年3月3日から平成28年3月2日までとする。

## 13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

## 14. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり1円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(2) 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり1円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

## 15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

## 16. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第20項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求は、第20項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生する。

## 17. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

## 18. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

## 19. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・オプション及び行使指図権、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金1円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項に記載のとおりとし、行使価額は当初、平成26年2月10日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の110%相当額とした。

## 20. 行使請求受付場所

当社 管理本部 管理部

## 21. 払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行 新丸の内支店

## 22. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の3銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

## 23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上